

お知らせ 掲示板

募集

公営住宅等入居者募集

- ① 特公賃住宅(ふれあい団地・14区)
 - ◆ 入居資格 住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者。
 - ◆ 募集住宅
 - D棟2階(世帯向用)
 - 3LDK 1戸(平成11年度建設)
 - ◆ 家賃(収入区分による)
 - 月額5万円～6万円
- ② 町営住宅(ふれあい団地・14区)
 - ◆ 入居資格 住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者。

★上士幌町役場	◇総務・学教担当	☎2-2111(代表)
★教育委員会	◇社教・社体担当	☎2-3014
	◇健康増進担当	☎2-3024
★ふれあいプラザ	◇介護支援担当	☎2-4128
	◇浴場部門	☎2-5555
		☎2-4126
★十勝総合振興局		☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

- ◆ 募集住宅
 - F棟2階【平成8年度建築】
 - 3LDK(世帯向用) 1戸
 - ◆ 家賃(収入区分による)
 - 月額2万5200円～
- ③ 老人アパート(7区)
 - ◆ 入居資格 町内に住所を有し60歳以上の単身者など、町が定める基準に該当する者。
 - ◆ 募集住宅
 - 【昭和52年度建設】
 - 1DK(単身者向) 2戸
 - ◆ 家賃(収入区分による)
 - 月額45000円
- ④ 子育て世帯支援住宅(11区)
 - ◆ 家賃(収入区分による)
 - 月額45000円

多くの仲間と一緒に
学習活動を行いませんか!?

大募集!

シルバー学級生

- ◆ 対象 町内に居住する60歳以上の方
- ◆ 開設期間 5月～平成27年3月
(月1回例会開催)
- ◆ 開催場所 生涯学習センターなど
- ◆ 内容 講話・レクリエーション・視察研修など



※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会
社会教育担当(内線404)佐藤・内田まで

- ◆ 入居資格 住宅に困窮していて、同居される方に16歳未満の子がいる者、年または毎月の収入が定まっているなど、町が定める基準に該当する者。
 - ◆ 募集住宅
 - A棟2号【平成24年度建設】
 - 3LDK 1戸
 - ◆ 構造
 - コンクリートブロック造り平屋建て
 - ◆ 家賃(収入区分による)
 - 月額3万5000円
 - ◆ 入居期間 最大12年
 - ◆ 入居期間 最大12年
 - ◆ 募集期間
 - 4月1日(火)～10日(木)
- ※お問い合わせは、建設課公営住宅担当(内線155)船戸まで

リンゴの木を無償提供します

これまで上士幌ライオンズクラブが植栽・管理しておりました役場北側通路沿いのリンゴの木につきまして、道路の拡幅工事に伴い移植などを行うこととなりました。

一部の木は町民に無償で提供することとなりましたので、希望される方は4月10日(木)までにお申し込みください。

- 数量 59本(先着順)
- 期間 樹木の移植は、**4月15日(火)～20日(日)**に行ってください。
- 費用等 移植に関する作業・費用などについては、すべて各自で行っていただきます。

※お申し込みやお問い合わせは、総務課庶務担当
(内線234)杉本まで



国設ぬかびら野営場 6月25日【予定】

※お問い合わせは、商工観光課観光担当
(内線242)杉原まで

5月2日【金】より開設【予定】

パークゴルフ場・キャンプ場の開設

- ◇たか台公園パークゴルフ場
 - ◇交通公園パークゴルフ場
 - ◇航空公園キャンプ場
 - ◇航空公園パークゴルフ場
 - ◇糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場
- ▶コースなどの状況により開設を延期する場合があります。
※お問い合わせは、建設課公園担当(内線154)田中まで

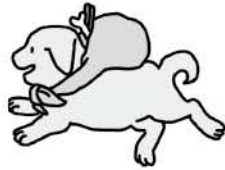
◆申込期限 4月15日(火)
◆お問い合わせは、商工観光課観光担当(内線242)杉原まで
◆募集要件
①対象者は町内の法人、団体及び個人
②施設は現状での貸し出し
◇ご覧になりたい方は、担当までお問い合わせをさせていただきます。



糠平湖畔休憩施設の利用者募集

Informations of this month
お知らせ掲示板

犬の飼い主のみなさんへ



野犬掃とうを実施します

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例第9条の規定により、野犬掃とうを実施します。

◆実施期間 4月1日～9月30日

◆実施方法 捕獲・薬殺・檻

◆区域 町内一円

◇放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。

◇野犬を捕獲した時は、役場で告示し、3日間保護いたします。

飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。

狂犬病予防注射を実施します

▼狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施時間	実施場所
4/7(月)	10:00 ~ 10:30	10区三角公園北側
	10:50 ~ 11:30	7区生きがいセンター駐車場
	13:20 ~ 13:45	3の2区遊園地
	14:00 ~ 14:30	11区旧フードセンター西支店前
4/8(火)	10:00 ~ 10:15	豊岡見晴台公園
	10:30 ~ 11:00	上音更コミュニティセンター前
	11:15 ~ 11:30	勢多地域自治会館前
	13:20 ~ 13:45	1区旧パチンコTOHO南側
	14:00 ~ 14:30	役場西側消防署前
4/9(水)	9:30 ~ 9:50	北居辺コミュニティセンター前
	10:10 ~ 10:30	旧東居辺小学校前
	10:50 ~ 11:10	北門小学校前
	11:30 ~ 11:40	旧警城婦人ホーム前
	13:20 ~ 13:40	青少年会館前
	14:10 ~ 14:30	萩ヶ岡小学校前
4/10(木)	10:00 ~ 10:20	糠平消防会館前
	10:45 ~ 11:00	旧清水谷駅前
	11:20 ~ 11:40	萩ヶ岡消防会館前
4/11(金)	10:00 ~ 14:00	役場西側消防署前
戸別訪問日程		4/22(火)~24日(木) 13:30~16:30

今年も4月に、集団接種及び戸別訪問にて狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。

なお、戸別訪問での予防注射を希望される方は、役場町民課生活環境担当までご連絡ください。

◆料金(1頭につき)

- 予防注射(集団接種) 3,110円
- 予防注射(戸別訪問) 4,070円
- 新規登録 3,000円

※予防注射・新規登録料金は、つり銭のないようお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(内線135)鶴橋まで

住宅関連助成
新規事業

子育て
応援

中学生以下の
子どもがいる世帯への
住宅新築・中古購入助成

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場		☎2-2111(代表)
★教育委員会	◇総務・学教担当	☎2-3014
	◇社教・社体担当	☎2-3024
★ふれあいプラザ	◇健康増進担当	☎2-4128
	◇介護支援担当	☎2-5555
	◇浴場部門	☎2-4126
★十勝総合振興局		☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。



上士幌町子育て支援・少子化対策 住宅建設助成金交付事業

実施期間 平成26年 4月1日～平成29年 3月31日

【実施期間】

平成26年4月1日から3年間

【助成要件】

- ①住宅部分面積80㎡以上(新築、中古購入)で店舗併用住宅も可とします。
- ②新築購入の建売については建設後3年以内のものであること
- ③中古住宅は2親等以内の親族からの売買でないこと
- ④中古住宅は昭和57年以降の建設であること
- ⑤移転補償費の交付を受けていないこと
- ⑥建築基準法等に適合すること
- ⑦「上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業」の交付を受けないこと
- ⑧町税等の滞納がないこと
- ⑨暴力団員でないこと
- ⑩3年以上住宅を保有すること

【申請方法】

物件に入居完了後の申請となります。申請の期限は所有権保存登記(もしくは所有権移転登記)完了後1年以内とします。
▶平成25年度に新築・購入契約し、今年4月以降に入居した方についても対象となります。

対象者

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入して居住した世帯の代表者

助成金

▶子どもは申請時に中学生以下の子を対象とします。

①新築(建設及び建売)の場合

- 子ども一人あたり100万円
- 町内建設業者による施工販売は、上記助成金の合計額に50万円を加算します。(例:子ども1人の場合:150万円、2人の場合:250万円)

②土地付き中古住宅購入の場合

- 子ども一人あたり50万円
- ※ただし、購入額の1/3以内

【助成金等の給付方法】

総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付します。

※お問い合わせは、建設課建築担当(内線153)山崎まで

申請先が変わります

上土幌町定住住宅建設等促進奨励事業制度

町内業者が施工する住宅の新築またはリフォームをする方に対して、建築・施工費の一部を商品券で助成します。

奨励金交付対象者

1. 町内に自己の居住の用に供する住宅を新築する方
2. 町内に自らが所有し居住している家屋をリフォームする方
3. 介護保険法若しくは障害者総合支援法に規定する住宅改修(法改修)を行う方
4. 町税を完納している方

補助内容など

【新築】

賃貸住宅は対象外

- ▶町内に住所を有する建築業者が施工する住宅であること
- ▶建築費用が500万円以上の住宅であること。

▶ バルーンスタンプ会が発行する商品券
延床面積が49.5㎡以上の住宅 50万円分
延床面積が49.5㎡未満の住宅 20万円分

【リフォーム】

- ▶町内に住所を有する施工業者により、リフォームを行う住宅であること
- ▶住宅の修繕・補修工事(一部増築含む)、建物の内外装の改修工事、設備機器の補修及び取替え工事を対象経費として費用が50万円以上(消費税含む)のリフォームを行う住宅であること。(ただし、他の制度により補助などの対象となっている経費を除く)
- ▶年度内(4月～翌年3月)に工事が完了する住宅であること

▶ バルーンスタンプ会が発行する商品券
対象経費の10%以内に相当する額(上限20万円)[千円未満切捨]

【法改修】

- ▶町内に住所を有する施工業者により、住宅改修を行う住宅であること
- ▶手すりの設置、段差解消など、法と同様の要件で改修を行う住宅であること

▶ バルーンスタンプ会が発行する商品券
法で規定する支給限度基準額(20万円)を超える経費に対して10万円を限度とする額[千円未満切捨]

申請方法

1. 利用申込書を提出する

新築の場合は契約前、リフォーム・法改修の場合は工事着手前に利用申込書を提出

◇添付書類

- ①工事見積書の写し ②町税納入状況調査承諾書

2. 奨励金の交付申請書を提出

(利用の決定を受けた方)

◇添付書類

【新築～転居後1カ月以内】

- ①町内に居住していることが確認できる住民票 ②平面図及び求積図 ③検査済証の写し(建築確認が不要な場合は必要なし) ④工事契約書の写し ⑤領収書の写し ⑥登記簿謄本

【リフォーム～工事完了後1カ月以内】

- ①リフォームした住宅に転入・転居する場合、確認できる住民票 ②リフォーム工事実施前の住宅写真 ③リフォーム工事実施後の住宅写真 ④工事費用が分かる見積書 ⑤領収書の写し

【法改修～工事完了後1カ月以内】

- ①リフォーム工事実施前の住宅写真 ②リフォーム工事実施後の住宅写真 ③工事費用見積書 ④領収書または請求書の写し(請求書場合は後日領収書の写し提出) ⑤住宅改修費支給申請書及び住宅改修費支給決定通知書の写し

※町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)から申請様式をダウンロードできます。

※お問い合わせは、建設課建築担当(内線153)山崎まで

お知らせ 掲示板

お知らせ・啓発

巡回児童相談

帯広児童相談所による平成26年度の巡回児童相談が次のとおり開催されます。

◆実施日

第1回 6月16日(月)

第2回 9月1日(月)

第3回 10月27日(月)

◆会場 ふれあいプラザ

◆相談内容

お子さんの心理発達や障がい、育児などについて、帯広児童相談所の専門職員がご相談をお受けします。また、必要に応じてお子さんの心理判定等の検



★上士幌町役場	◇総務・学教担当	☎2-2111(代表)
★教育委員会	◇社教・社体担当	☎2-3014
	◇健康増進担当	☎2-3024
★ふれあいプラザ	◇介護支援担当	☎2-4128
	◇浴場部門	☎2-5555
		☎2-4126
★十勝総合振興局		☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

平成28年度まで延長します

賃貸住宅建設助成事業



◆助成対象者

町内に賃貸住宅を建設する町内の個人及び法人の方

◆助成額

- 1棟1戸建てで床面積49.5㎡以上(15坪以上)の住宅
3.3㎡あたり15万円を助成(ただし限度額は300万円)
- 1棟2戸建て以上で1戸あたり床面積49.5㎡以上(15坪以上)の住宅
3.3㎡あたり12万5千円を助成(上限250万円/戸)
- 1棟1戸建てまたは1棟2戸建て以上で1戸あたり床面積19.8㎡以上49.5㎡未満(6坪以上15坪未満)の住宅
3.3㎡あたり16万円を助成(上限130万円/戸)

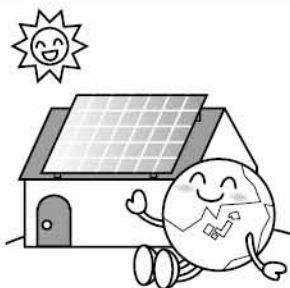
◆助成要件

- 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所が設けられていること
- 建設後7年間以上賃貸住宅の用に供すること
- 町内業者による施工とすること
- 助成対象者本人及び2親等以内の親族が入居しないこと
- ※公共下水道計画区域外に建設する場合は、合併処理浄化槽設置費用及び維持管理費用の助成もあります。
- ※お問い合わせは、建設課建築担当(内線153)山崎まで

最終年度になります

住宅用太陽光発電システム設置助成

募集期間 4月1日(火)～平成27年1月30日(金)必着



◆補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円(上限25万円)

◆募集件数 10件

※申請状況により、募集件数を変更することがあります。

◆対象者

- ①自己が居住する町内の住宅(新築、既存住宅)に対象システムを新設する方
- ②対象システムの設置された建売住宅を購入する方(中古住宅の場合は、対象システムを新設する場合があります。)
- ※対象システムの設置経費が1kWあたり60万円以下であるものに限りま

◆申請方法

- ・設置業者と工事の契約をしてから、工事着工前に企画財政課窓口にある「上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱」をご確認いただき、「交付申請書」に記入の上、必要な書類を添えて、持参提出してください。
- ・申請、工事着工が4月1日以降であれば、設置工事の契約はそれ以前でも申請が可能です。
- ・町の補助制度のほか、国の補助制度も、あわせてご利用できます。詳細は、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター(☎043-239-6200)までお問い合わせください。
- ・※お問い合わせは、企画財政課企画担当(内線265)山本まで

査を行います。

◆対象者 お子さんと保護者

◆申込み 利用を希望される方は、実施日の1カ月前までにお申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線142)遠藤まで

心身障がい巡回相談

道立心身障害者総合相談所による平成26年度の巡回相談が、次のとおり開催されます。

◆実施日

第1回 4月21日(月)・22日(火)

第2回 7月7日(月)・8日(火)

第3回 11月17日(月)・18日(火)

第4回 2月16日(月)・17日(火)

◆会場 帯広市グリーンプラザ

帯広市公園東町3丁目9番地1

☎2712325

◆相談内容

①身体障がい者に関する相談・判定(補装具交付の要否、処方及び適合判定)

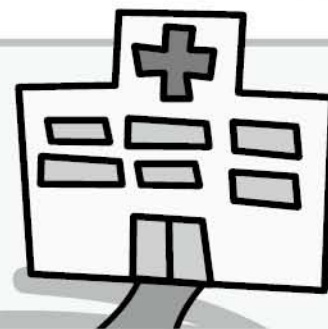
②知的障がい者に関する相談・判定(療育手帳の交付、職業等に関する相談並びに医学的、心理学的、職能的及び社会的判定)

◆対象者 18歳以上

◆申込み 利用を希望される方は、お申し込みください。(予約制)

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課障がい福祉担当(内線142)遠藤まで

国民健康保険 に関するお知らせ



▶国民健康保険の資格に関する

届出は14日以内にしましょう

次のような場合には、必ず14日以内に届出をしてください。

【資格取得届】

○本町に転入したとき

○社会保険等の資格がなくなったとき(退職や健康保険の被扶養者でなくなったときなど)

※会社から渡される社会保険などの資格喪失を証明する書類が必要です

○生活保護を受けなくなったとき

○子どもが生まれたとき

【資格喪失届】

○本町から転出するとき

○社会保険等に加入したとき(就職や健康保険の被扶養者になったときなど)

※新しい保険証または社会保険などの資格取得を証明する書類が必要です

○生活保護を受けるようになったとき

○死亡したとき

【その他の届出】

○転居により住所が変わったとき

○婚姻などにより名前が変わったとき

○世帯主が変わったとき

○世帯が変わったとき

○退職者医療制度の対象となったとき

▶ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、同じ成分で製造販売される低価格の薬です。

○これまで使われてきた薬と同等の効き目や安全性が確認されています。

○価格も安くなっています。

◆「ジェネリック医薬品を使ってみよう」とお考えの方は、医師や薬剤師に相談してみましよう。

◆病院での診察の際や薬局へ処方せんを渡す際に「ジェネリック医薬品希望カード」を見せることで、ジェネリック医薬品を希望している意思が伝えられます。カードは、保健福祉課で配布しています。

※ジェネリック医薬品の使用を強制するものではありません。また、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。詳しくは、医師や薬剤師に相談してください。

▶一部負担金の徴収猶予・減免措置

次のような「特別の事情」により生活が困難となった場合で、町が定める認定基準に該当するときは、病院などでの一部負担金(窓口負担)の支払いについて徴収猶予または減免されます。

①干ばつ、冷害などによる農作物の不作や失業などにより世帯主の収入が著しく減少したとき

②自然災害などにより世帯主が資産に重大な損害を受けたとき

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(内線141)森本・鈴木まで

お知らせ 掲示板

- ★上土幌町役場 ☎2-2111(代表)
- ★教育委員会 ☎2-3014
- ◇総務・学教担当 ☎2-3024
- ◇社教・社体担当 ☎2-4128
- ★ふれあいプラザ ☎2-5555
- ◇健康増進担当 ☎2-4126
- ◇介護支援担当 ☎0155-24-3111
- ◇浴場部門
- ★十勝総合振興局

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。



電源立地地域対策交付金の活用について

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。

今年度、本町では保育事業、博物館事業の充実を図るために活用しました。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(内線265)宮部まで

農林畜産物などの
地域資源を活用した
新商品などの開発

農林商工等連携・ビジネス創出促進事業

を支援します!

◆事業概要

事業名	内容	対象経費	対象者	補助金額	
ソフト事業	プラン創出事業	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等		補助対象経費の8/10以内 限度額30万円
	事業化推進事業	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい	上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等	個人、中小企業、農林業者、NPO法人などの複数で構成された団体・グループ	補助対象経費の8/10以内 限度額100万円
	ブランド化推進事業	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい			
ハード事業	商品開発推進事業	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費	町内(事業完了までに転入見込含む)の個人・法人・団体等(複数で構成するグループの必要なし)	補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
新分野進出事業	調査研究事業	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	中小企業者、農林業者、NPO法人など、既に事業活動を行っている者 団体の場合は、構成員の過半数が町内に住所有り	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円

◆公募期間 1次募集 4月1日(火)～8月29日(金) / 2次募集 9月1日(月)～12月29日(月)

◆提出書類 農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類
様式は商工観光課窓口または町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(内線248)平岡まで

平成26年4月分から

児童扶養手当・特別児童扶養手当

の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数に応じて金額が変わります。平成26年4月分から手当の額が次のとおり変更されます。

児童扶養手当額(月額) ※児童1人のとき

区分	平成26年3月分まで	平成26年4月分から
全額支給	41,140円	41,020円
一部支給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円

※児童が2人のときは、上記金額に5,000円加算、3人目から児童1人増すごとに3,000円加算

特別児童扶養手当額(月額) ※児童1人につき

等級	平成26年3月分まで	平成26年4月分から
1級	50,050円	49,900円
2級	33,330円	33,230円

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線143)木田・遠藤まで

みなさんの「まちづくり」の活動を支援します♪

まちづくり活動支援事業

◆補助対象者

住民5人以上の団体またはグループなど
 ◎除雪機等整備支援事業は行政区とします。

◆補助対象外となる事業

- ①営利を目的とする事業
- ②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ③政治的活動及び宗教的活動を目的とする事業
- ④国または地方公共団体等から補助を受ける事業

◆補助対象事業及び事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動 (公園遊具・ベンチなどの整備)	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費及び食糧費を除く)
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究 (公園の調査・研究、提案書の作成など)	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費及び食糧費を除く)
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費(除雪機等)

- 同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。
- 平成27年3月31日までに事業が完了するものとします。

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)にも掲載しております。



昨年度まで対象であった各種講演会・スポーツ教室開催などは、教育委員会が実施する「マイプラン・マイスタディ活動助成事業」の対象となります。
 詳細は教育委員会社会教育担当(内線404)までお問い合わせください。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(内線265)宮部・山本まで

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場	◇総務・学教担当	☎2-2111(代表)
★教育委員会	◇社教・社体担当	☎2-3014
	◇健康増進担当	☎2-3024
★ふれあいプラザ	◇介護支援担当	☎2-4128
	◇浴場部門	☎2-5555
		☎2-4126
★十勝総合振興局		☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

上士幌町森林整備計画の樹立に伴う公表

森林法第10条の6第3項に基づき、上士幌町森林整備計画を樹立したので、同法第10条の5第10項に基づき公表いたします。

この計画は、上士幌町内にある地域森林計画の対象となっている民有林についての伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本事項等について、5年ごとに10年間の計画をたてたものです。

樹立いたしました計画につきましては、役場農林課及び町ホームページでご覧いただけます。

※お問い合わせは、農林課林産担当(平田)まで



リフレッシュヨーガサークル会員募集

◆日時 毎週木曜日
(祝祭日、お盆、正月を除く)
19時～20時30分

◆場所 ふれあいプラザ研修室

◆内容 正しい呼吸法を学び、心身のバランスを整える運動

◆持ち物 ヨーガマットまたはバスタオル、汗ふきタオル、飲み物

◆会費 1回1000円

※お問い合わせは、リフレッシュヨーガサークル(☎2-3685)浅野照子まで

社交ダンス愛好会 会員募集

4月～6月の3カ月間は、初心者の方に特別レッスンを行っています。

◆日時 毎週火曜日 19時～21時

◆会費 個人2000円
ペア3000円

※お問い合わせは、高橋清志(☎2-3887)まで

コーラスはなみずき 会員募集

◆日時 毎週火曜日 19時～21時

◆場所 生涯学習センター 視聴覚ホール

◆会費 月2000円

※お問い合わせは、竹丸雅子(☎2-2562)まで



住民説明会 のご案内

日時 3月29日(土) 14:00～

場所 ふれあいプラザ研修室

①社会医療法人 北斗
上士幌クリニックの
移転新築について

②社会福祉法人
上士幌福寿協会の
施設整備について

※お問い合わせは、上士幌町地域包括支援センター(☎2-5555)弦巻まで

国民年金インフォメーション

お問い合わせ先: 町民課戸籍年金担当(内線136)佐藤・長良

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ
保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の手続きによる次のような免除申請制度があります。

- ◇全額免除 ◇半額納付(半額免除)
- ◇4分の1納付(4分の3免除)
- ◇4分の3納付(4分の1免除)
- ◇若年者納付猶予

平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の

月分まで申請ができるようになります。必要な添付書類等がありますので、役場または年金事務所にお問い合わせのうえ、申請をしてください。

【ご注意ください】

- 承認となる方であっても、申請が遅れた場合、万一の際に障害年金等を受け取れない場合があります。
 - 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
- ※「日本年金機構」のホームページで各制度の説明を見ることができます。

住民税が【変】わります

国の税制改正により、平成26年度の個人住民税から適用される主な事項は次のとおりです。

①均等割の税率が変わります

東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時的な財政措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、個人住民税（町道民税）

の均等割の税率を、それぞれ年額500円引き上げることとなりました。

区分	引き上げ前	引き上げ後
町民税均等割	3,000円	3,500円
道民税均等割	1,000円	1,500円
合計額	4,000円	5,000円

②公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出が不要となります。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（寡夫）」の記載を忘れていたり、扶養控除申告書を提出しなかった場合は、「寡婦（寡夫）」の控除が適用されないため、控除の適用にあたっては、確定申告または個人住民税の申告が必要となります。

※お問い合わせは、町民課賦課担当（内線131）青木・石川まで

エーデルシールバーコーラ ス会員募集

- ◆日時 毎週木曜日 13時30分～15時
 - ◆場所 生涯学習センター大ホール
 - ◆対象 町内在住で50歳以上の男女
 - ◆指導者 小澤 裕さん
 - ◆伴奏 川村はるみさん
 - ◆会費 年1万円(予定)
- ※お問い合わせは、佐々木スエ(☎2-2076)まで

北海道審査委員制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道審査委員」制度です。みなさん自身の利害に関することと、道政に対する苦情であれば、申し立てができます。

※お問い合わせは、北海道総合政策部 知事室道政相談センター(☎011-204-5523)まで

♣全道一斉「春の火災予防運動」

『消すまでは 心の警報 ONのまま』
一人ひとりが火災をださないという意識を持ち、安心して住める環境づくりに努めましょう。

火災予防期間中

運動期間 4月20日(日)～30日(水)

強調期間 4月25日(金)～30日(水)

- ▶強調期間中、夜8時にサイレンを吹鳴します。
サイレンを聞いたら火の元の安全を確認しましょう。

■古くなった消火器は危険です！

身の回りに古くなった消火器はありませんか？消火器の処分は、一般の不燃ごみや有害ごみ（危険物）として廃棄することはできません。この機会に古い消火器を処分しましょう。

◆日時 4月26日(日) 10:00～12:00

◆場所 上士幌消防署 車庫

◆処分料 1000円/一本

◆処分方法 廃棄する消火器を当日持参してください

◆実施団体 北海道消防設備協会帯広支部

消火器を処分
できます

やっています！避難訓練



2月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

中村屋・萩ヶ岡小学校(写真)

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です。実施する際は消防署にお知らせください。



火の用心

平成26年2月28日現在の出場状況

- ◆火災出動2件(うち2月2件)
- ◆救急出場48件(うち2月20件)

※お問い合わせ先：上士幌消防署予防第1係(☎2-2519)